

# 高圧ガス輸入検査マニュアル

平成12年4月 制定

令和2年10月 改訂

令和6年3月 改訂

一般社団法人 兵庫県高圧ガス保安協会

電話 078-341-7358

FAX 078-341-6534

目次

1	高圧ガスの輸入について	1
	・ 受検届を預からない旨を追記	
	・ 押印不要を明記	
2	高圧ガスの定義等	2
	・ P3の問い合わせ先の時点修正	
3	輸入に当たっての考え方	4
	・ ガス漏洩事故対応の体制整備の頭出しを追記	
4	輸入計画時の確認	4
	・ P5(6)に「充填量は適正か。また」を挿入	
5	輸入計画時の準備	5
	・ (2)のタイトルを輸入検査技術基準と変更し内容説明を追記	
	・ P6で「計画段階で相談を求める記述を削除	
	・ 容器再検査成績書は要件ではないが、添付を求めてきた経緯等を注記	
	・ (4)内容物確認試験は充填証明書で確認する旨を追記	
	・ B/Lに代えてSWBを可とする旨と注記を追記	
	・ P7(6)に輸入高圧ガスのガス漏れ時の立会者の対応等を追記	
	・ 過去に毒性ガス漏洩等のトラブル発生させた輸入者の申請対応を追記	
6	輸入手続きの流れ	8
	・ ①の最後に（押印不要）を追記	
	・ ④の最後に（内容積100mL以下の容器は不要。ただし・・・）を追記	
	・ ⑤に（又はSWB）を追記し、又は等の付け方を通達に合わせる	
	・ ⑥を（原則、現金又は小切手で・・・）に変更	
	・ 現場不可の場合の明確化と準備不備の場合の検査中断を注記	
7	輸入検査時の注意事項	9
	・ 毒性ガス漏洩事故時は輸入検査中断を明記し輸入元への確認を促す	
8	輸入検査申請書及び検査について	10
	・ 受検届様式を削除	
	・ 新たにCに充填量のチェック書類を追加（様式はP17）	
	・ (7)に受検届は輸入者から直接行政に提出するよう変更	
9	「輸入検査申請書」の作成要領	11
	・ P12に内容積100mL以下の容器は不要等を追記	
	・ 「最高充填圧力」（規格値が無い場合・・・）を追記	
	・ P12(2)表中「連絡先」「代行手続者」欄にメールアドレス記載欄を追加	
	・ P13④の最後に（内容積100mL以下の容器は不要。ただし・・・）を追記	
	・ ⑤エの最後にマーキング等見やすい表示の依頼を追記	
	(様式) 高圧ガス輸入検査申請書等	14～19
	・ P18に充填量のチェック様式を追加	
	・ P19協会の所在地に「専用駐車場なし」を追記	
	(別添1) 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の通達	
	(別添2) 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の通達	
	(別添3) 製造細目告示（抜粋）等を新たに追加	